

高齢者施設における新型コロナウィルス感染症の5類移行に伴う対応の変更について

別添

		5月7日（日）まで	→	5月8日（月）以降
1 感染発生時の報告・報道	報告基準	感染疑い者数又は感染者数が1名以上		感染疑い者数又は感染者数が10名以上等など報告基準に該当したとき※
	報告先	県介護保険課 管轄保健所		管轄保健所 市町村の所管課又は県介護保険課 ※令和2年3月8日付け奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長通知を廃止
	県の報道	施設類型(入所/通所)、把握日、感染者数を公表		原則として、報道発表を行わない
2 行政指導・助言（検査・立入）	県介護保険課（平日のみ受付）		(感染症に関すること)管轄保健所 (事業所運営に関すること)県介護保険課	
3 感染症発生時の財政支援	介護サービス事業所等に対するサービス継続費用（かかり増し費用）の補助		継続（県介護保険課）	
4 感染発生時の検査	事業者支援のための検査（介護保険課窓口）を終了		－	
5 定期的な一斉検査	高齢者施設等の職員及び利用者を対象にした定期的な一斉検査を実施		継続（感染状況及び国の財政措置を見ながら実施）（県介護保険課）	
6 クラスター発生時の感染対応支援	クラスター発生時に感染管理の専門家を派遣し、感染管理や療養環境整備等の支援を実施		継続（国の財政措置9月末まで）（県介護保険課）	
7 感染予防策の周知・啓発（平時）	高齢者施設等の職員を対象に、基本的感染対策や感染発生時の対応等の研修の実施		継続（随時）（県介護保険課）	
8 感染拡大防止の財政支援	介護施設等における感染拡大防止費用の補助（簡易陰圧装置、ゾーニング環境整備、多床室の個室化に係る費用）		継続（県介護保険課）	

※「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）